

獣 医 師 の 需 給 2024

—現状と課題を私学の視点で読み解く—

高井伸二[†] (私立獣医科大学協会・会長)

はじめに

「昭和59年度に獣医学教育年限延長による6年一貫教育体制が実現し6年制獣医師が獣医界に輩出されてから15年が経過しようとしている。」という書き出しで始まる大森伸男の解説・報告「獣医師需給の現状と獣医師資格」(以下、大森論文という)[1]が日本獣医師会雑誌2004年6月号に掲載されてから20年が経過した。そこでは、「平成4年に獣医療法が制定され、国と都道府県が地域の実情を踏まえ計画的に獣医療を提供する体制の整備を図るとする「獣医療体制整備計画制度」が発足し10余年が経過した。平成12年には国において平成22年度を目標年度とする第2次基本計画が策定されたが、地域計画としての都道府県計画の進捗自体が思うに任せないことにも象徴されるとおり、…現場における対応は、まだ途上にあり計画制度自体の形骸化すら指摘されて久しい。」と、制度の地域丸投げによる形骸化と無力を嘆いている。

大森論文が出版された当時、2001年の牛海綿状脳症(BSE)、2004年の鳥インフルエンザ(H5N1)など越境性疾病の侵入・発生に対する危機感を反映し、「昨今の動物医療を巡る事情をみると、食の安全確保や海外からの動物感染症の侵入防止、共通感染症の診断・予防体制の整備等の危機管理に対策への備えが国内外において重要課題とされるとともに、国内的には、人と動物の共生社会の構築を目指すうえでの動物愛護福祉対策、野生動物保護対策さらには教育現場における食育や生命尊重等の情操教育推進における動物の適正飼育対策等動物医療に対する要請は多様化し、その社会的関心が高まり、獣医師の果たすべき役割は重みを増してきている。」と、獣医師に対する社会の要請が、これまでとは比べものにならないくらい大きな高まりとなっていることを意識したまとめとなっている。

一方、獣医師を供給する側の状況は、「獣医師資格を目指し獣医学教育課程に入学を希望する者の数はめざま

しく増加し、国公立16大学(この4月から国立大学は国立大学法人に移行。)の入学競争率の激化とともに、いわゆる偏差値優秀者の入学希望が後を絶たず、入試難易度は医学部のそれに到達しつつあるとされている。」と、「動物のお医者さん」(1987~1993)とそのドラマ化(2003)も影響したと思われる異常な社会現象といえる獣医学科人気に対する当時の驚きが述べられている。

さて、本論文の主旨は、大森論文[1]と農水省が平成19年5月に取りまとめた「獣医師の需給に関する検討会報告書」(以下、「検討会報告書」という)[2]の需給予測の、その後20年の現状と課題を私学の視点から読み解くことにある。獣医師の需給に関する報告書の予測値とおり、その後が推移したのか否かを、獣医師法第22条に基づく届出、獣医師国家試験、私立5大学の入試・就職実績等の公開情報を用いて検証した。さらに、獣医師の「地域偏在と職域偏在」の現状と、それに至る原因と背景、今後の対応策について考察した。

1 獣医師供給予測値と過去20年間の獣医師供給数の推移

(1) 大森と検討会、二つの獣医師供給予測値

2004年大森論文[1]の「獣医師の需給動向について」の項には、「供給の現状：全国16の国公立獣医学系大学の獣医学課程卒業生は、毎年1,100人水準。一方、獣医師国家試験合格者は、1,000人前後の水準(国家試験合格率80~85%)で推移している。」とある。

一方、農水省は2040年までの獣医師の需給見通しを平成19年5月に検討会報告書[2]に公表しているが、ここでの供給数の前提は以下に記載するとおりである。

① 獣医系大学の卒業生数

獣医系大学の入学定員は近年930人で一定しているが、実際の卒業生数はこれを150人程度上回っている。平成18年度から平成23年度までの卒業生数は、実際の在籍者数と同一とし、その後の卒業生の数はこの間の平均である1,080人で一定であると仮定した。

[†] 連絡責任者：高井伸二 (北里大学獣医学部獣医衛生学研究室)

〒034-8628 十和田市東二十三番町35-1 ☎0176-24-9356 FAX 0176-23-8703
E-mail: takai@vmas.kitasato-u.ac.jp

表1 獣医師国家試験の新卒受験者数・合格者数と全受験者数・合格者数の推移

	新卒者数	平成12年の 見通しとの差	新卒合格者数	平成12年の 見通しとの差	全受験者数	全合格者数
平成12年の見通し*1 (平成19年検討報告書)*2	1,100 (1,080)	—	1,000 (1,047)	—		
2003～2012年の平均	1,056	▽44 (24)	954	▽46 (93)	1,275	1,046
2013～2022年の平均	993	▽107 (87)	889	▽111 (158)	1,227	986

*1：平成12年（2000）の獣医療体制整備計画制度の第二次基本計画策定当時の見通し数値 [1]

*2：平成19年（2007）の農水省「獣医師の需給に関する検討会報告書」[2]

表2 過去20年間における新卒者・全体の国家試験合格率の推移

実施年度	新卒者合格率 (%)	全体合格率 (%)
当時の見通し(1996～2005)	96.9*1	80～85*2
2003～2012年の平均*3	90.3	82.0
2013～2022年の平均*3	89.5	80.4

*1 平成19年（2007）5月

「獣医師の需給に関する検討会報告書」[2]

*2 大森論文 [1]

*3 農林水産省 獣医師国家試験 [3]

② 獣医師国家試験の合格率（予測の前提）

獣医系大学の卒業者のうち獣医師国家試験に合格して獣医師免許を取得する者の割合は、平成8年度（1996）から平成17年度（2005）までの間の獣医系大学の卒業者に対する同年度間の獣医師国家試験合格者数の割合（96.9%）とし、今後の合格率は一定であると仮定した。

このように報告書作成当時は、毎年の卒業生数1,080～1,100人、新卒合格者数1,000～1,047人が継続すると予測されていた。

(2) 供給の現状解析：直近20年間（2003～2022年）の新卒者数の推移

さて、この20年間、二つの予測値とおりに新卒獣医師は供給されてきたのであろうか？

2003～2022年の20年間の新卒獣医師供給の推移を獣医師国家試験結果の実数から見てみよう [3]。表1に10年ごとに新卒者、新卒合格者、全受験者、全合格者の平均値を示した。

残念ながら、新卒者数は二つの予測値を大きく下回っている。

2003～2012年度と2013～2022年度の新卒者数平均は、平成12年の第2次基本計画の見通しから44人減と107人減で、これは、毎年国立大学1校から私立大学1校分が消えた数に相当する。また、新卒合格者数は、検討会報告書の予測値に比べると2003～2012年度と

2013～2022年度の平均値は93人減と158人減で、これは、毎年私立大学1校以上が消えた数字である。これが10年間の累積数となると、2003～2012年度、2013～2022年度はそれぞれ443人、1,067人となり、2013～2022年度間の年間減少数の累積数は1年分の新卒合格者数（約1,000人）が消えたことになる。

このように、直近20年間の新卒者供給数は漸次減少を続け予測値を大幅に外れた数字となった。これは、需給予測の大前提が完全に崩壊したと言ってよい。しかし、これまで、誰もこれについて論文として公に言及していないと思われる（獣医事審議会では議論がありそうだが、その情報はない）。

獣医師の地域偏在と職域偏在の問題を考えるうえで、年間新卒者供給予測数1,000人における100人前後（1割）減の状況の継続は、致命的な供給不足の原因で、第一の根本的問題と呼びたい。

(3) 獣医師国家試験における新卒者合格率の推移

供給の現状解析として新卒者数の推移を先の項目でみた。結果的にこの数を決定するのは新卒者の受験者数（卒業生数）と合格率である。

表2に過去20年間における新卒と全受験者の国家試験合格率を示した。

受験倍率と偏差値の高い、いわゆる成績優秀な1996～2005年当時の新卒者合格率は96.9%であった。獣医学科人気と入試難易度も高値安定し、予備校でも医歯薬獣医師と呼称されるようになった。しかし、その後は2003～2012年と2013～2022年の新卒合格率平均は90.3%、89.5%と漸減していった。

(4) 新卒獣医師数減少の原因は新卒者数減少と国家試験合格率低下のダブルパンチ

過去20年間における新卒獣医師数減少の原因は新卒者数減少と新卒の国家試験合格率の低下の相乗作用が根本的な原因であった（表1、表2）。新卒獣医師供給数は少しずつ予測値を下回り、予測値に並ぶ回復もなかった。20年間、この状況が見過ごされたままとなり、獣医師供給の蛇口が徐々に絞られ、回復の兆しも無い状況

表3 2012～2023年の私立5大学における入試動向：志願者数・合格者数・入学者数の女性比率

年度	志願者数		合格者数		入学者数		差（定員比）	
	総数	女性（%）	総数	女性（%）	総数	女性（%）		
2012	10,773	4,628 (43.9)	1,612	751 (46.6)	774	376 (48.6)	平均 696 を基準 (定員 560) 1.24	
2013	11,600	5,384 (46.4)	1,668	799 (47.9)	731	366 (50.1)		
2014	12,031	5,757 (47.9)	1,679	832 (49.6)	634	341 (53.8)		
2015	12,972	6,374 (49.1)	1,703	803 (47.2)	646	337 (52.2)		
2016	11,651	5,902 (50.7)	1,748	924 (52.9)	636	348 (54.7)		-60 (1.14)
2017	11,576	5,792 (50.0)	1,641	846 (51.6)	631	338 (53.6)		-65 (1.13)
2018	10,823	5,674 (52.4)	1,489	821 (55.1)	620	358 (57.7)		-76 (1.11)
2019	10,481	5,655 (54.0)	1,562	904 (57.9)	604	357 (59.1)		-92 (1.08)
2020	9,748	5,348 (54.9)	1,661	940 (56.6)	629	375 (59.6)		-67 (1.12)
2021	8,401	4,784 (56.9)	1,744	1,016 (58.3)	670	406 (60.6)		-26 (1.19)
2022	8,970	5,373 (59.9)	1,692	1,034 (61.1)	611	393 (64.3)	-85 (1.09)	
2023	10,784	6,492 (60.2)	1,852	1,113 (60.1)	645	402 (62.3)	-51 (1.15)	

注：私立獣医科大学協会・公開情報 [4] と高井論文 [5] から作成

表4 私学助成不交付基準の変遷（入学定員・収容定員の管理）

大学	収容定員 (学部のみ, 大学院は除く) (2022事業報告書)	規模の 定義*1	不交付の基準				
			2025年以降*4	2016年以降		2015年以前	
			収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
酪農学園大	3,040人	小規模校	1.3倍以上	1.3倍以上	1.5倍以上	1.3倍以上	1.5倍以上
北里大*6,*8,‡1	7,700人	中規模校	1.1倍以上*4	1.1倍以上*2,*3	1.5倍以上	1.1倍以上*2	1.5倍以上
麻布大	2,200人	小規模校	1.3倍以上	大学で1.2倍以上‡4	1.5倍以上	1.3倍以上	1.5倍以上
日獣大	1,620人	小規模校	1.3倍以上	大学で1.0倍	1.5倍以上	1.3倍以上	1.5倍以上
日大*6,‡2	62,857人‡3	大規模校	1.1倍以上*4	1.1倍以上*2	1.4倍以上	1.1倍以上*2	1.4倍以上

*1 規模の定義（収容定員） 小規模：4,000人未満，中規模：4,000～8,000人未満，大規模：8,000人以上

*2 医学部又は歯学部を設置する大学の補助金不交付定員超過率（入学定員）：平成3（1991）年度以降1.1倍未満であること。

*3 設置認可又は収容定員増認可の場合：小規模1.15倍未満，中規模大学1.1倍未満，大規模大学1.05倍未満。

*4 医学部又は歯学部を設置する大学の補助金不交付定員超過率（収容定員）：令和7（2025）年度以降1.1倍未満であること。

*5 不交付基準の適用組織：「学部単位」又は「学校全体」

*6 首都圏大学の入学定員の厳格化：東京23区内に設置する大学は令和10年3月31日まで原則として定員抑制。

*7 これまでは大学の収容定員規模に応じて、大学1年生の「入学定員」を対象に、その充足率によって私学助成金を不交付にしたり減額したりする政策がとられてきた。特に2016年度以降はその基準が厳格化され、入学者数の制限などにより受験生に混乱と不利益が生じていた。この現状に対し、充足率を見る対象を「収容定員（≒大学1年生～4年生（一部は6年生）の総計）」に変更し、基準を緩和することで、入試の混乱をおさめることが意図された。

*8 北里大学は2023・24年度に新学部設置で収容定員が8,000人を超える大規模校となった。

‡1 医学部あり，東京23区

‡2 医学部・歯学部あり，東京23区

‡3 通信・短大を除く

‡4 認証評価を考慮

に陥っていった。実は、出口（卒業者数）の問題は入口（入学者数）に原因がある。それでは、入口の入学者数を見てみよう。

(5) 入学者数の減少の原因

新卒者数減少の原因は入学者数の減少にあると述べたが、国公立11大学の総入学定員は370人である。各大学は30～40人定員の入学者数を厳守され、超過しても数人、不足しても数人程度で、全体（全国）入学者数への影響はきわめて少ない。一方、私立5大学は1校（日獣は80人）を除き定員120人で合計560人、大森論文

[1] や検討会報告書 [2] の記載にあるように、これまでは定員数の1.2倍越えの入学者を受け入れてきた（670～700人くらいか）。しかし、近年、大学の自己点検・評価、2002年の学校教育法改正に伴う認証評価制度が開始され、大学評価における基準5「学生の受け入れ」、更には「地方創生」という政策に関わる法律での制限がかかり私立大学では入学者数を厳密に制限している [4, 5]。その実態を表3に示す。その制限の根拠は表4の「私学助成不交付基準の変遷：入学定員の管理から収容定員の管理」である [6]。

① 私立大学入学定員厳格化

国は少子高齢化と都市への一極集中が進むなかで地方大学の機能強化を地域振興活性化のための手段として捉えた。地方出身者を地方大学に進学させるため、都市部大学に対して入学定員をちゃんと守らないと助成金をやらないぞという「私学助成不交付基準の厳格化」を打ち出した(表4)。学生数の規模で基準値は異なるが、例えば定員の1.1倍の基準値を上回ったら罰として減額・不交付にするという飴と鞭である。これまで放置していた学生数超過を、教育環境を改善するという後付けの理由も付いていた[6]。その結果、首都圏にある私大の門は狭くなった。自然に難易度が上がり、偏差値ピラミッドにも影響を与えた。もちろん、定員厳格化は首都圏に位置する私立獣医学科も該当する。

この根底にあるのは「地方創生」であるが、北里大学獣医学部は本州最北端にある。少子化と高齢化率のトップを走る青森県に設置され、18歳以上の県外への移動率も、それ以上の年齢においても昔から「出稼ぎ」の歴史をもった「地方創生」すべき場所に立地し、これまで50年以上に渡り、県外から十和田市に毎年400人近い若者が流入と流出を繰り返し、常時1,500人の20歳から24歳前後の若者がピンポイントに生活するという「地方創生」の原動力の一つとなっていたのである。しかし、大学本体の本籍が東京都にあることで定員厳格化の対象となった。馬鹿げた話である。

この厳格化(表4参照)によって、結果的に、私立5大学の入学者総数が減少した。表3は私立5大学の過去12年の入学者数の推移で、2016年度から段階的に始まった入学定員厳格化の影響が入学者数に現れている。私立5大学の2016年度以前の平均入学者数は696人と定員の1.24倍でした(私学助成金不交付基準1.3倍以上)。しかし、2016年度以降は、不交付基準が1.3倍以上から1.2倍、そして1.1倍と段階的に下降し、それに従って入学者数を厳格に制限した(注:大学規模で水準も異なる:表4参照)。表3の入学者数にバラツキが認められる。これは入学手続きが水物で、時に想定外が起こるからである。毎年ほぼ同じことをしているのに入学手続率が上振れしたり、入学手続き後の辞退率(3月末の他大学繰上合格による辞退)が下振れしたりすると、酪農学園大の2021年入試のように定員120人に180人が入学するという事態が発生する。この原因は必ずあるが、例えば、入学試験内容(科目数等)を微妙に変更した場合には過去の実績を基にした予想が外れることになる。

さて、2016年以降、私立5大学の入学者数合計は平均値696人から、マイナス26~92人と国立大学1校から私立大学1校分(日獣大定員80人)の減少となった。私大では他学部(医学等)や国立大を狙う仮

面浪人が1年生に潜在的に存在し、過去にはその減少分も見込んで入学者数を決めていたが、今はそれもできない。したがって正確な入学者数は2年次進級者数ということになる。

文科省の対応はチグハグで、「政府は人口の東京一極集中を是正するため、2018年に施行した地域大学振興法で定員の規制を導入した。デジタル分野の人材不足が深刻になるなか、政府は(2023年)2月、一定期間後に定員を元に戻すなどの条件付きで規制を緩和する方針を決めていた。」との報道があった。1年間の獣医師養成(輩出)は1,000人余。私立獣医大学では2018年以後6年間の入学者平均数は630名とそれ以前の66名減(国立大学2校分)となった。「デジタル分野の人材不足が深刻」と「公務員獣医師の人材不足」は、本質的には同根の専門家養成段階での不足問題である。しかし、残念ながら、獣医師養成への目配りはない。

これは余談だが、新型コロナウイルス感染症が獣医学科の受験者数にも影響を及ぼしていたことが明らかとなった。「緊急事態宣言」や「まん延防止措置」などが発令された2020年から22年の3年間は、受験生が自主的に移動制限をかけたことにより私立5大学の総受験者数が8,000人台にまで落ち込んだ。2023~24年度入試では私立5大学総受験者数はコロナ禍以前の1万人レベルまで回復したことから、そのような判断があったと思われる。私立獣医科大学は全国区の大学であり、コロナ禍での「地元志向の高まり」と「安全志向の高まり」の影響を受けたものと推察する。

② ゆとり世代と難易度(偏差値)の低下

以下の文章は著者の肌感覚での感想文である。

ア ゆとり世代は詰め込み能力が低下したか(?)

ゆとり世代は1987年4月から2004年4月に生まれた世代で国家試験の受験年は2013年前後に始まり2028年頃まで続く。初等・中等教育における詰め込み教育が悪者となり、自分で考える力を養うための時間を確保するために、本来教育すべき領域が削られ、円周率3の世代とも言われている。新卒の獣医師国家試験合格率が落ち始めたという認識とこの世代とが、偶然かもしれないが、一致している。更に、これ以降の学生において、「直ぐに諦めてしまう」「粘りが無い」学生が増えてきたという印象を持っている。昔は、がむしゃらに国家試験勉強をしている学生の姿があり、最後の1カ月でのミラクルな合格もあった。

イ 難易度(偏差値)の低下

獣医学科の入試難易度(偏差値)は低下傾向が続いている。河合塾の2024年1月17日付け入試

難易予想ランキング表・農学系（私立大）では私立5大学は57.5～62.5にあり、ピーク時の医学部並みの入試難易度と言われた65前後に位置付けられていた頃から5から7.5ポイントは下落した。国立大学・獣医学科においても難易度は60を下回ってはいないが、共通テストのボーダライン得点率は4校を除いて80%を割っている。以前は、私立獣医系大学のセンター利用選抜試験の合格ラインは80%以上で、国立大志望者の滑り止めとして活用されていた。

③ 受験者数の減少

団塊の世代ジュニアがピークに達した1992年（平成4年）の18歳人口は205万人となり漸次減少して2022年には110万人を割り、ピーク時の半分となった。獣医学科の人気もこの団塊世代ジュニアの少し前に「動物のお医者さん」が始まって、それが引き金となり、一気に偏差値が10前後上昇した。

ところが、北里大学獣医学科の平成12～19年入試では選抜入試志願者数は2,077～2,355人、センター利用志願者数は670～1,008人と合計3,000名以上の志願者のピークが暫く続き、18歳人口自然減と一緒に漸次減少し、令和5年では選抜入試志願者数は1,126人と半減し、共通試験志願者との合計でも1,945人とピーク時の6割台となった。他の私大もほぼ同じ動向にある。

この原因は複雑な周辺環境の変化があり、その影響因子と思われる事象をあげる。ゆとり世代と言われた時期には医学部では地域枠が出現し、医学部の臨時定員増が始まった [7]。医学部並みの実力を持つ学生は医学部に入学したのであろう。更に、薬学は2003～2008年の6年間に28学部が新設された [8]。このように医療系6年制教育と獣医学の競合も少なからず影響したと推察する。犬の飼育頭数は2009年の登録頭数のピーク時は1,200万頭を超えたが、2022年の全国犬猫飼育実態調査では犬705万頭、猫883万頭と減少傾向が続いている。さらに、この30年間の日本経済は各家庭の経済事情にも大きく影響し、私立獣医学科が家庭の経済的な理由で進学を選択肢とならない可能性も増えている。これは奨学金貸与学生数、授業料延納願数、更には授業料滞納率等、昔に比べて確実に多くなったことから推察される。授業料・生活費等の教育費の高騰、日本学生支援機構奨学金の返済額など、家庭の経済が進路の判断材料となっていると思われる。更に、獣医師の待遇問題も加えておく。

④ 獣医学科入学者層の変化

私立5大学の志願者数合計はコロナ禍の3年間を除

いて1万人を超えているが、これは全ての学科入学試験（推薦・前期・後期・共通試験利用等）の累積受験者数である。真の受験者数は、各大学では実数を掴んでいるが、私立5大学全体では個人情報が含まれるため公表できない。昔は獣医学科の志望者数は3,000～4,000人くらいと言われていたが、現在は入学定員の実質倍率は3倍前後の2,000人台ではないかと想像している（個人的感覚）。獣医学科志望者の自然減がこれまでの入学者層とは微妙に異なり、入学後の学業成績にもさまざまな影響を及ぼしている。私立5大学では各学年進級率などの情報共有をしているが、ここでは示さない。

2 獣医師の需要

(1) 獣医師法第22条に基づく届出：2004～2022年の推移

わが国の獣医師免許を保有する者は獣医師法第22条に基づく届出義務がある。農水省HP「獣医師の届出状況」[9]には、これまでの調査結果がエクセルファイルで公表されている。しかし、免許保有者数（発給数）に対する届出者数割合（届出率）の記載はない。これは医師や薬剤師でも同じであった [10]。そこで、表5に獣医師の届出者数の増減数を医師と薬剤師のそれと比較し、届出義務遂行状況を推測した。

① 届出義務の履行

2022年までの26年間の獣医師、医師と薬剤師の届出者数の推移を表5に示した。前回調査数で次回を除いた増加率は、獣医師の場合、マイナス2.2%からプラス14.3%と、新卒と死亡除籍の自然増減の範囲を逸脱した数値で、届出義務履行の停滞が垣間見える結果となった。一方、医師と薬剤師の届出状況は堅調であり、獣医師の届出との違いが明確になった。所管はこの原因を探り、公表し、改善に結びつけることが肝要である。

② 届出者数

2004～2022年の6年間隔で職種別の登録者数の推移を比較した（表6）。

届け出者の増加数（前項との差）は2004年以降、2010年は4,046人、2016年は3,606人、2022年は1,470人と減少傾向が続いている。2004年に比べると2022年は約三分の一（36%）まで減少した。2005～2010年の6年間の増加数が4,046人であるので、単年度平均は674人、新卒獣医師と定年退職（離職・死亡）獣医師の差し引きで、その数が適切な数字であるかは分からないが、近い値であろう。しかし、2011～2016年の6年間で3,606人は単年度301人、

表5 獣医師・医師・薬剤師の届出状況の比較（1996～2022年）

調査年	獣医師		医師		薬剤師	
	総数	増加率	総数	増加率	総数	増加率
平成8年（1996）	28,745	—	240,908	4.5%	194,300	9.9%
平成10年（1998）	29,643	3.1%	248,611	3.2%	205,953	6.0%
平成12年（2000）	30,447	2.7%	255,792	2.9%	217,477	5.6%
平成14年（2002）	30,723	0.9%	262,687	2.7%	229,744	5.6%
平成16年（2004）	31,333	2.0%	270,371	2.9%	241,369	5.1%
平成18年（2006）	35,818	14.3%	277,927	2.8%	252,533	4.6%
平成20年（2008）	35,028	-2.2%	286,699	3.2%	267,751	6.0%
平成22年（2010）	35,379	1.0%	295,049	2.9%	276,517	3.3%
平成24年（2012）	38,293	8.2%	303,268	2.8%	280,052	1.3%
平成26年（2014）	39,098	2.1%	311,205	2.6%	288,151	2.9%
平成28年（2016）	38,985	-0.3%	319,480	2.7%	301,323	4.6%
平成30年（2018）	39,710	1.9%	327,210	2.4%	311,289	3.3%
令和2年（2020）	40,251	1.4%	339,623	3.8%	321,982	3.4%
令和4年（2022）	40,455	0.5%	—	—	—	—

増加率：前回との対比

注1：薬学は平成18年度入学者より6年制教育となった。

注2：獣医師の届出状況 [9] と医師・歯科医師・薬剤師統計 [10] から作成

表6 獣医師法第22条に基づく届出（2004～2022年の推移）

	2004年 平成16年 ^a	2010年 平成22年 ^b	2016年 平成28年 ^c	2022年 令和4年 ^d
届出者	31,333	35,379	38,985	40,455
前項との差	—	4,046 (b-a)	3,606 (c-b)	1,470 (d-c)
単年平均増加数	—	674/年	301/年	234/年
獣医事に従事する者	27,498	31,105	34,536	36,101
前項との差	—	3,607 (b-a)	3,431 (c-b)	1,565 (d-c)
獣医事に従事しない者	3,835	4,274	4,449	4,354
前項との差	—	439 (b-a)	175 (c-b)	▽95 (d-c)
届出者に対する 従事しない者の対比 (%)	—	12.1%	11.4%	10.8%
地方自治体（公務員獣医師）				
農林水産	3,519	3,189	3,172	3,036
前項との差	—	▽330 (b-a)	▽17 (c-b)	▽136 (d-c)
2004年対比 (%)	—	90.6%	90.1%	86.3%
公衆衛生	4,723	4,869	5,272	5,231
前項との差	—	146 (b-a)	403 (c-b)	▽41 (d-c)
2004年対比 (%)	—	103.1%	111.6%	110.8%
臨床獣医師				
大動物（産業動物）	4,239	4,116	4,046	4,174
前項との差	—	▽123 (b-a)	▽70 (c-b)	128 (d-c)
2004年対比 (%)	—	97.1%	95.4%	98.5%
小動物（犬猫開業）	10,046	13,271	15,330	16,541
前項との差	—	3,225 (b-a)	2,059 (c-b)	1,211 (d-c)
2004年対比 (%)	—	132.1%	152.6%	164.7%

注：獣医師の届出状況 [9] から作成

更に、2017～2022年の6年間は1,407人で単年度234人となった。この増加数の減少は近年の届出率の変動にも影響を受けているかもしれないが、実態は公表データのみでは掴めない。

その一つの要因として、2014年（平成26）以降の10年間に現役国家試験合格者数が900人を割る年度が8回となり、この間の新規就業者数の平均が、1996～2005年の10年間の平均に比べると、単年度で158名減少がある（表1）。この数は、公務員獣医師の毎年の人事異動に大きな影響を及ぼしており、大学教員としては地方自治体関係者に大変申し訳ないという気持ちで一杯になる。

③ 獣医事に従事しない者

獣医事に従事しない者の割合は、2010年、2016年、2022年がそれぞれ12.1%、11.4%、10.8%と減少傾向が続いている（表6）。これは家畜衛生分野と食肉検査分野の獣医師の定員未補充を受けて、定年の延長・定年退職者の再雇用など、公務員獣医師の不足分を補うための施策が影響しているのではないかと考察した。2016～2022年の都道府県職員の平均年齢が男性は48.7～49.9歳に、女性は38.8～42.9歳に上昇を続けているが、これは若い世代が補充されないことを反映するデータだと推察されるが、その職域の構成員年齢分布を調べれば、より明確となる。

④ 公務員獣医師

都道府県・市町村の公務員獣医師は農林水産分野では減少が続いており、2022年は2004年対比で483人減、充足率86.3%となった（表6）。2004年を基準とすれば、2010年以降は下げ止まりが継続している。家畜防疫の対象となる家畜・家禽の飼育頭羽数は近年微増・微減と変わらないが、農家戸数が減少し、一戸当たりの飼育頭羽数は増加している。毎年発生する家禽の鳥インフルエンザと野生イノシシまで広がった豚熱の対応は慢性的人員不足の家畜保健衛生所の機能を更に難しい状態に追い込んでいる。一方、公衆衛生分野ではBSEが確認されて以降、検査体制整備のため緊急にと畜検査員等の増員が図られたことを反映していると推察する。また、1992年から始まった食鳥検査制度も公衆衛生分野の獣医師数が維持される一因でもあろう。さらに、中核市への保健所機能が都道府県から委譲されたことなどの地理的職場環境の変化も新卒・既卒者の就職先の選択に影響を及ぼしているかもしれない。

⑤ 産業動物獣医師

産業動物獣医師数は微減で、2022年は2004年度

比98.5%となっている（表6）。

しかし、農業共済組合・農業協同組合において従事する獣医師の年齢構成と、個人診療施設の獣医師の年齢構成は明らかに異なる。前者の2010～2022年の平均年齢は47.9～48.2歳と推移しているが、後者は58.7～59.2歳と10歳以上の差がある[9]。前者で平均年齢が少し若返った理由は女性獣医師の割合が増えたことによると推察する。また、農業共済組合から経験を積んだ獣医師がその地域等で個人診療に移行するというキャリアパスがあり、これが年齢構成の違いの原因と推察している。これも構成員の年齢分布で明確となる。家畜・家禽の多頭羽飼育化は産業動物臨床獣医師に要求される内容も変化し、家畜の飼養衛生管理と家畜伝染病の侵入防止・農場HACCPなどフードチェーンのなかでの一部門としての認識が必要となっている。

⑥ 小動物獣医師

小動物獣医師数は他の分野とは異次元の増加傾向が継続し、2022年は2004年度比164.5%となっている（表6）。2004～2010年の6年間に小動物獣医師は3,225人増加した。その後は2,059人、1,211人と減少しているが、従事者の増加分の大半を占めていた。特に新卒者の就業者が集中している職種で、その証拠は小動物診療施設の被雇用者の男性平均年齢は35.9～38.8歳と唯一30歳代をキープしている[9]。これは、小動物臨床における新卒者の初期研修機能を果たしているというデータと解釈される。

(2) 都道府県別の各職域における従事者数の推移

わが国の獣医師の各職域別の推移を全体として見たが、これだけでは職域と地域偏在については理解できない。2006年から農林水産省の統計で47都道府県別の詳細な情報が誰でも見られるようになった[9]。そこで、2006年度を基準値として2012年度と2020年度における47都道府県別の各分野の増減を表7に示した。グレー部分は減少数、その他は増加数を示している。

表7の最下段にある全体数の比較で示したように市町村の公衆衛生獣医師、犬猫診療所（小動物）獣医師のみが、47都道府県別で増加を示しているのが直感的に分かる。

県・農林水産、県・公衆衛生、産業動物臨床分野は赤字の減少を示している自治体が多く、それぞれに定員補充ができないという現実が続いている（表7）。

更に興味深い点は、犬猫診療所（小動物）分野においても、都市圏集中が著しい（表7）。地方の増加数は6年間あるいは12年間で一桁という数字もあり、それら地域における小動物臨床獣医師の高齢化や廃業などで

表7 47都道府県別の各分野における就業者数の2006年を基準値とした2012年及び2020年との差の推移
(2012年-2006年, 2020年-2006年)

	県 農林畜産		県 公衆衛生		市町村		農業組合 Nosai		産業動物診療所		犬猫診療所		会 社	
	12年	20年	12年	20年	12年	20年	12年	20年	12年	20年	12年	20年	12年	20年
北海道	-16	-27	9	20	19	38	4	59	25	69	20	64	38	52
青森	-13	-25	8	-6	4	8	-1	-6	-15	-12	13	3	-3	0
岩手	-7	-11	-5	-9	-4	0	-10	-30	4	4	10	9	1	-5
宮城	2	-3	-7	0	16	24	3	-3	-9	-4	29	96	14	4
秋田	-5	-10	-4	-7	4	4	1	-6	-3	1	6	5	-1	1
山形	2	-2	2	-14	-1	17	8	-8	2	3	11	24	-1	0
福島	-4	-6	-9	-6	9	14	-12	-11	-18	-32	-3	4	-5	-5
茨城	7	9	15	7	0	23	2	-5	-4	-18	27	41	-4	11
栃木	-4	-2	3	23	8	-4	0	-3	11	9	20	47	16	22
群馬	0	6	-11	-12	29	31	-1	-1	2	5	39	71	-4	3
埼玉	-6	6	-20	-30	26	50	4	0	17	4	58	164	43	66
千葉	-8	-19	12	9	23	37	-6	-21	8	11	120	260	2	13
東京	-2	-1	11	47	48	74	-1	0	-1	-1	189	595	149	389
神奈川	-2	3	2	-9	25	60	1	0	2	-18	212	247	161	178
新潟	-2	-2	-2	-2	11	11	-3	-7	-5	-5	23	39	-5	-8
富山	1	4	7	10	6	5	-1	-5	-2	3	3	20	-2	-4
石川	-3	5	-7	-7	2	2	0	1	-1	-1	15	39	-1	1
福井	0	-2	-2	-8	0	3	1	0	-4	-6	4	5	-5	-7
山梨	-1	2	2	4	1	3	1	0	-2	-4	11	16	-1	4
長野	-4	-3	17	11	3	3	-8	-13	-10	-10	29	67	3	-10
岐阜	-12	1	-6	1	10	-1	-1	-4	-1	13	28	44	5	-4
静岡	-5	-15	-23	-53	23	24	3	-1	-12	-7	37	-46	27	-12
愛知	10	12	-34	-10	30	52	4	-5	-13	3	36	155	-13	-14
三重	7	2	-2	-19	12	12	-3	-6	8	6	4	12	5	1
滋賀	-6	-3	-4	-10	5	6	2	3	0	-1	31	53	6	8
京都	0	9	2	-2	6	6	-4	-6	-5	-3	51	93	15	27
大阪	1	-2	2	-43	32	63	-1	0	-6	-3	62	169	29	5
兵庫	0	-13	2	-2	31	63	5	-3	-2	-3	48	119	-7	-4
奈良	-3	-4	3	0	4	7	2	-1	0	1	17	24	3	-3
和歌山	-2	3	4	5	3	-2	-1	0	-2	-3	10	17	6	0
鳥取	-7	-8	-3	-8	0	1	-4	-4	3	11	-5	8	3	1
島根	0	-10	-4	-3	1	3	-3	-13	9	20	5	7	-4	-3
岡山	4	-10	-9	-7	20	17	-2	-17	9	9	14	22	-6	4
広島	-7	-13	-12	3	6	5	5	-5	-4	3	41	78	11	7
山口	-7	-11	-13	-4	-1	1	-1	-5	-7	-1	22	31	0	2
徳島	-7	-9	9	7	1	1	-1	1	-1	2	3	18	-1	-6
香川	1	-3	-12	-4	15	17	2	2	3	4	32	35	1	5
愛媛	-9	-9	-4	-2	8	11	-2	-8	2	-4	9	25	0	-3
高知	-3	-3	-12	-17	9	13	1	1	3	0	12	19	2	5
福岡	1	1	-14	-35	4	7	4	14	1	-16	85	122	4	6
佐賀	-5	-1	-10	-10	0	2	1	-4	2	3	3	18	3	-3
長崎	2	-6	-1	-5	8	3	5	14	-4	-12	7	19	0	-3
熊本	4	2	-3	18	6	-6	2	2	-6	-4	19	44	1	43
大分	-8	-5	-5	-11	12	8	-3	-6	-6	-5	9	13	0	11
宮崎	8	18	28	29	4	7	5	8	2	6	9	11	-1	4
鹿児島	8	8	-14	41	9	6	19	16	12	19	20	52	23	6
沖縄	5	3	21	19	-2	0	-2	2	7	3	10	40	-4	5
計	-95	-144	-93	-101	485	729	14	-84	-11	39	1,455	3,018	503	790

注：獣医師の届出状況 [9] から作成

表8 私立5大学への志願者・合格者・入学者の出身都道府県別年平均人数（2012～2023）

	志願者	合格者	入学者		志願者	合格者	入学者
北海道	382 (160)	81 (35)	36 (17)	滋賀	51 (27)	9 (4)	3 (2)
青森	60 (30)	10 (5)	5 (3)	京都府	189 (97)	34 (18)	12 (7)
岩手	61 (28)	10 (4)	4 (2)	大阪府	532 (256)	96 (49)	34 (18)
宮城	175 (85)	25 (11)	9 (5)	兵庫	300 (153)	51 (27)	18 (10)
秋田	39 (19)	5 (3)	3 (2)	奈良	105 (46)	19 (8)	7 (4)
山形	39 (18)	7 (4)	3 (2)	和歌山	59 (29)	11 (6)	4 (2)
福島	88 (48)	13 (7)	5 (3)	鳥取	24 (13)	5 (3)	2 (1)
茨城	263 (150)	38 (24)	15 (9)	島根	17 (8)	4 (1)	2 (1)
栃木	153 (76)	25 (14)	11 (6)	岡山	85 (38)	13 (7)	4 (2)
群馬	173 (87)	25 (13)	11 (6)	広島	137 (56)	23 (11)	8 (4)
埼玉	737 (378)	94 (51)	35 (19)	山口	69 (35)	9 (5)	3 (2)
千葉	596 (324)	83 (47)	34 (20)	徳島	37 (19)	9 (4)	4 (2)
東京都	2,630 (1,508)	372 (225)	146 (91)	香川	51 (26)	10 (6)	4 (3)
神奈川	1,286 (706)	194 (115)	82 (50)	愛媛	59 (31)	9 (5)	3 (2)
新潟	91 (43)	14 (6)	5 (3)	愛知	55 (29)	9 (6)	4 (3)
富山	39 (20)	6 (3)	3 (2)	福岡	225 (130)	34 (17)	14 (7)
石川	39 (21)	9 (5)	2 (1)	佐賀	62 (30)	12 (5)	4 (2)
福井	31 (21)	4 (3)	2 (1)	長崎	52 (21)	9 (4)	5 (2)
山梨	84 (39)	10 (5)	4 (3)	熊本	85 (45)	12 (8)	5 (3)
長野	149 (75)	21 (11)	9 (5)	大分	57 (26)	9 (5)	4 (2)
岐阜	103 (48)	20 (9)	7 (4)	宮崎	69 (25)	13 (5)	5 (2)
静岡	253 (122)	35 (19)	14 (8)	鹿児島	130 (42)	22 (8)	8 (3)
愛知	488 (227)	94 (43)	31 (16)	沖縄	111 (58)	14 (8)	5 (3)
三重	120 (46)	16 (6)	6 (3)	その他	180 (79)	23 (10)	10 (5)
				合計	10,818 (5,597)	1,671 (899)	653 (366)

注1：私立獣医科大学公開情報 [4] と高井論文 [5] から作成

注2：() 内は女性

無獣医地域が拡大するという、恐ろしい近未来を懸念する。一方で、地方における公務員獣医師定年退職者の再雇用という観点から大動物・小動物臨床領域におけるリカレント教育の開発も必要だと思われる。

(3) 都道府県別の私立5大学の受験者数、合格者数、入学者数の推移（2012～2023：12年間の平均）

さらに、表8で、この地域格差の原因となっている獣医学科入学者の地域格差の生データを追加してお示しする。私立5大学の定員は560人で、国公立を合わせた全定員930人の60%を占めるが実質は65%である。2012～2023年の12年間の入学者平均値からも、都市圏出身者が大半を占めており、26県が5人以下である（表8）。

(4) 私立5大学の新卒者における就職先都道府県別の平均人数

2016～2022年の7年間における私立5大学新卒者の都道府県別就職者数平均値を表9に示した。就職者が5人以下の自治体は32県と拡大した。福井県は入学者平均が2人で就職者平均は0.4人、佐賀県は入学者4人で就職者0.9人と地元就職率は18～20%である（表8、

表9）。当然の帰結であるが、入学者が少なければ、地元に戻る人数は更に少なくなる。これは、出口誘導の限界を示す根拠でもある。

問題解決の一つとして、中央畜産会と私立5大学による高校生対象の地域枠が8年前から開始した [11]。表8、表9の薄いグレー部分が地域枠を実施している県で、表9の私立5大学における年平均就職者数のワースト2県の福井県と佐賀県を含めて11県担当者は現状を十分に理解されている。しかし、著者は地域枠の数が少なすぎると考える。5名以下の32県が自治医科大方式の地域枠を作ればよい。私立5大学はその受け皿となることができる（注：国公立大学においても地域枠が始まっている）。

表9で10人以上の9自治体中8つが入学者数>就職者数となっているが、北海道が例外で入学者数36人<就職者数49.9人と逆転している。北海道には就職の動機付けとなる条件がさまざま揃っている。しかし、北海道は広いので、特に大動物臨床獣医師が不足する地域もあり、北海道えんゆう地域枠（えんゆう農業協同組合）がある。

令和2年度獣医師届出における犬猫診療施設における被雇用者数が開設者数よりも大きな都道府県10カ所を

表9 私立5大学の新卒者における就職先都道府県別の年平均人数（2016～2022年）

平均（人）	全ての職域における就職先都道府県								
<1	福井県 (0.4)	佐賀県 (0.9)							
1～1.9	富山県	和歌山県	鳥取県	石川県	徳島県	長崎県	山口県	島根県	高知県
2～2.9	香川県	大分県	愛媛県	滋賀県	岩手県	新潟県	秋田県	山梨県	
3～3.9	長野県	熊本県	岐阜県	山形県	沖縄県	岡山県	三重県	奈良県	
4～4.9	宮崎県	青森県	茨城県	広島県	鹿児島県				
5～9.9	福島県	宮城県	栃木県	京都府	群馬県	福岡県			
10～19	静岡県 (10.1)		兵庫県 (14)		大阪府 (17.4)				
20～39	愛知県 (24.4)		埼玉県 (34.1)		千葉県 (34.9)				
40～109	北海道 (49.9)		神奈川県 (56.3)		東京都 (102.6)				

注1：同じカラムでは並び順に大きい値となっている

■は中央畜産会の地域枠修学資金を実施している県

■は令和2年度届出における犬猫診療施設における被雇用者数>開設者数の都道府県

尚、北海道、静岡県、兵庫県の被雇用者数/開設者数の比率は0.87、0.81、0.87と1に近い値である。

注2：私立獣医科大学公開情報 [4] と高井論文 [5] から作成

表10 獣医療法と医療法の条文の比較

獣医療法（平成4年制定）	医療法（昭和23年制定）
<p>（獣医療を提供する体制の整備のための基本方針）</p> <p>第十条 農林水産大臣は、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 獣医療の提供に関する基本的な方向</p> <p>二 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項</p> <p>三 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項</p> <p>四 診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的な事項</p> <p>五 獣医療に関する技術の向上に関する基本的な事項</p> <p>六 その他獣医療を提供する体制の整備に関する重要事項</p> <p>3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。</p> <p>4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、獣医事審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>	<p>第三十条の三 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制（以下「医療提供体制」という。）の確保を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本となるべき事項</p> <p>二 医療提供体制の確保に関する調査及び研究に関する基本的な事項</p> <p>三 医療提供体制の確保に係る目標に関する事項</p> <p>四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項</p> <p>五 第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想に関する基本的な事項</p> <p>六 地域における病床の機能（病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。）の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項</p> <p>七 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項</p> <p>八 医師の確保に関する基本的な事項</p> <p>九 医療従事者（医師を除く。）の確保に関する基本的な事項</p> <p>十 第三十条の四第一項に規定する医療計画の作成及び医療計画に基づく事業の実施状況の評価に関する基本的な事項</p> <p>十一 その他医療提供体制の確保に関する重要事項</p> <p>3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p>

表9で濃いグレー部分で示した、小動物診療施設の約6割は1人獣医師での施設であるが、これらの10都道府県は被雇用者が多く集まっている地域であり、私立5大学の新卒獣医師の動向と一致する。

3 獣医療法と医療法

獣医師法は第22条では「獣医師は…二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項…農林水産大臣に届け出なければならない。」と届出義務を規定している。平成4年に制定さ

表 11 獣医師と医師の確保に関する主な相違点

獣医師確保の対策	医師確保の対策
<ol style="list-style-type: none"> 1. 獣医系大学の学生が産業動物臨床分野や公務員分野に触れる機会の提供及びこれらの分野へ就業・定着を図る取組を推進する。 2. 学生が産業動物の診療及び家畜衛生等の行政の意義や魅力について知る機会を確保する取組を推進する 3. 獣医師確保が困難な地域の地元学生、当該地域での就業意識が高い学生等を対象として、これらの分野への誘引を図るための措置の一層の活用を図る 4. 未来の獣医療の担い手を更に発掘すべく、大学入学直後の学生等の若齢層をターゲットとし、広く産業動物獣医師の仕事について広報する機会の確保を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の医師確保の観点からの定員増 2. 研究医養成のための定員増 3. 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例による定員増 増員期間は平成 31 年度まで（当初）

表 12 獣医師と医師確保の現状比較

獣医師確保の出口対策の実態	医師確保の人口対策
<ol style="list-style-type: none"> 1) 農林水産系公務員と産業動物獣医師となる学生への奨学金（給付年の 1.5 倍の就業年で返還免除） 2) 厚労省管轄の公衆衛生獣医師は対象外 3) 高校生対象の地域枠が 8 年前から始まったが、毎年定員 10～12 名 4) 新卒者数 2003～2012 年 1,056 人→2013～2022 年 993 人（94%） 5) 新卒合格者数 2003～2012 年 954 人→2013～2022 年 889 人（93%） 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 平成 20 年度（2008）入試から始まった地域枠 2) 15 年が経過し、毎年 1,700 余名の増員枠 3) 各大学 20 余名が臨時定員増 4) 入学者数：2007 年 7,625 人→2021 年 9,357 人（123%） 5) 合格者数：2012 年 7,688 人→2023 年 9,432 人（123%） <p>参照：表 13</p>

れた獣医療法は第 10 条で「獣医療を提供する体制の整備のための基本方針」を示し、そのなかで、「第 2 項の二 獣医師の確保に関する目標の設定」を規定している。この二つの法律の条項が、獣医師の現状把握と将来の需給動向に関する方針と施策を示しており、47 都道府県レベルでの基本方針が 10 年ごとに検討・報告されている。これについては、すでに大森論文 [1] で「形骸化」が指摘されていた。その真意を大森に尋ねたことはないが、著者の推察することは、需要側は地方自治体がイニシアチブを取り、供給側の大学に対して「出口誘導」を行うためのさまざまな取り組みを行うという、国の主導ではなく、地方任せの対策であり、地方で職域偏在を個々に考えるとなっていることにある。そのために、地方自治体担当者は全国の獣医科大学を行脚することになる。

わが国の医療が直面する課題として「地域偏在と診療科偏在」の問題があり、その解決策の一つとして、医師養成課程においては地域枠制度が平成 20 年から開始された [12]。医療法は昭和 23 年に制定された法律であるが、「地域偏在と診療科偏在」の問題対策として、「医療提供体制の確保に関する基本方針」が平成十九年三月三十日に制定された。第一から十一項で構成され、注目すべきは以下の第八項である。表 10 で獣医療法と医療法の当該条項を比較する。

同基本方針の第八項は「医師の確保に関する基本的な事項」で、以下のように定められている。

一 医師の確保に関する基本的考え方

医師については、将来の需給動向を見通しつつ養成を進め、適正な供給数を確保するとともに、地域間の偏在や診療科間の偏在への対応について、地域医療介護総合確保基金の活用を含め取組を進めることが必要である。その際、医師偏在対策に有効な客観的データの整備、都道府県が主体的・実効的に医師偏在対策を講じることができる体制の構築、医師養成過程を通じた医師確保対策の充実、医師の少ない地域での勤務を促す環境整備の推進が必要である。

ここに示されているように、「将来の需給動向を見通しつつ養成を進め、適正な供給数を確保する」、つまり、供給数を大学における養成段階＝入学者数でコントロールできるのである。

重要なポイントでもあるので、表 11 で具体的な施策の違いを記載する。

要約すれば、「獣医療法では獣医師確保対策として出口における新卒者の就職誘導のみ。一方、医療法では医師確保対策として入口＝入学者数によって対策できる」に尽きる。

表 13 医学部入学定員と地域枠の年次推移

年 度	H19	H21	H23	H25	H27	H29	R1	R3
医学部定員	7,625	8,485	8,923	9,041	9,134	9,420	9,420	9,357
(自治医科除く)	7,525	8,373	8,810	8,918	9,011	9,297	9,297	9,234
地域枠等	173	736	1,242	1,406	1,531	1,645	1,687	1,723
地域枠等の割合	2.3%	8.8%	14.1%	15.8%	17.0%	17.7%	18.1%	18.7%
地域枠等を条件とした臨時定員	0	304	676	770	858	904	904	865
臨時定員の割合	0%	3.6%	7.7%	8.6%	9.5%	9.7%	9.7%	9.4%

注：医学部臨時定員と地域枠等の現状について [12] から作成

表 14 薬学部設置数と入学定員の推移（国公私別）

	H17	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2
国立学部数	14	14	14	14	14	14	14	14	14
国立定員*	1,130	486	486	486	486	486	486	471	536
公立学部数	3	3	3	3	3	3	3	4	4
公立定員*	340	220	220	220	220	220	220	380	380
私立学部数	45	50	57	57	57	57	57	57	59
私立定員*	10,165	10,514	12,170	11,880	11,505	11,465	11,445	11,502	11,602
学部合計	62	67	74	74	74	74	74	75	77
定員合計*	11,635	11,220	12,170	11,890	11,560	11,465	11,445	11,502	11,602

*H17年までは4年制、H18年からは6年制の定員のみ記載

注1：薬剤師養成6年制薬学部について文部科学省は2025年度以降の新設と定員増を原則として認めない方針を決めた（2022年7月22日薬学教育に関する有識者会議）。

厚生労働省推計では20年に約32万人の薬剤師数は45年に最大で約45万人。一方、薬局や病院で必要な人数は33～40万人程度で供給が需要を上回る見込み。就職できなかったり、待遇が悪化したりする恐れがあり、文科省は定員抑制でそうした事態を防ぎたい考え。

注2：薬学系人材養成の在り方に関する検討会薬学教育関連資料 [8] から作成

最後に、現在実施されている獣医師と医師確保の具体策とその結果を表12にまとめた。

これまで述べてきたように、獣医師の場合は20年前から供給数の漸次減少傾向が止まらず、職域偏在もこれに拍車を掛けて深刻化している。一方、医師の場合は地域枠を軸とした臨時定員増により供給数は安定的に推移している [12]。

医療法に遅れること44年の平成4年（1992）に制定された獣医療法であるが、何故、第10条が同じような組み立てができなかったのか、伺ってみたい。

参考までに、表13に医学部入学定員と地域枠の年次推移と、表14に薬学部設置数と入学定員の推移（国公私別）をあげた。また、近年の獣医学教育改革は別に取りまとめたので参考にされたい [13]。

4 補足すべき項目

本論文は、過去20年間で、当初の需給予測の根本となる供給予定数が、予測を外れ、下降し続けたことと、その原因を探り、関係者の理解醸成を図ることにある。

もちろん、分析の足りない点のご指摘もあろうし、あえて触れなかった点もある。

獣医師の職域は医療専門職に比べるとときわめて雑多で

守備範囲も広いが、根本は人類の福祉と健康を守ることになり、動物のそれが主体である。大学では新卒者の就職先は正確に把握できるので、それを中心に論じたが、数年以内には新卒の多くが次の就職先に移動する。これはあたかも化学平衡における平衡移動のように個人の適性・事情と待遇に見合った場所に落ち着いていくまでの連続的な過程だと思われる。しかし、その移動は47都道府県において均等に起こるものではなく、平衡移動が地域偏在と職域偏在を解消することは難しい。このような状態がこのまま進むと、近い将来、限界集落ならぬ、限界獣医師地域（造語）が出現するであろう。

繰り返しになるが、過去20年間に1,000人単位の供給数減少が起こり、各職域において個々の組織における適切な年齢層構成が維持できない状況に至る（すでに至っている）ことが懸念される。2010年の口蹄疫発生時の全国の家畜保健衛生所と比較した場合、現在の、鳥インフルエンザや豚熱の対応で疲弊している自治体所管関係機関においては、例えば、越境性家畜伝染病（アフリカ豚熱）の侵入を2010年と同じように局所で終息させる業務遂行能力を発揮できる人員配置が整えられているだろうか。

5 おわりに

本稿では、獣医師の需給に係わる課題をデータに基づき考察した。今後、「地域偏在と職域偏在」に根本的対策を講じないと、遠からず、わが国の獣医事・獣医療は地方から崩壊するとの危機感を関係者が共有することが必要である。

本稿の表は私立獣医科大学協会に加盟する酪農学園大学、北里大学、麻布大学、日本獣医生命科学大学及び日本大学における大学間相互評価の基礎資料となる獣医学科の入試と就職に関する共有情報から作成致しました。本稿は私立5大学関係者並びに関崎 勉先生と宝達 勉先生にご校閲いただきました。改めて感謝申し上げます。

参考文献

- [1] 大森伸男：獣医師需給の現状と獣医師資格，日獣会誌 57, 334-340 (2004), (https://www.jstage.jst.go.jp/article/jvma1951/57/6/57_6_334/_pdf/-char/ja/), (参照 2024-04-26)
- [2] 農林水産省：獣医師の需給に関する検討会：獣医師の需給に関する検討会報告書(2007), (https://www.maff.go.jp/j/study/other/jui_jukyu/pdf/report.pdf), (参照 2024-04-26)
- [3] 農林水産省：獣医師国家試験：(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/shiken/shiken.html>), (参照 2024-04-26)
- [4] 私立獣医科大学協会：公開情報, (<https://shjukyo.jp/data.html>), (参照 2024-04-26)
- [5] 高井伸二：獣医師の地域偏在と職域偏在—私立5大学の入試・就職情報から見えてくるもの—, 獣医学振興, 12, 4-11 (2024)
- [6] 文部科学省：令和5年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて(通知), (https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/1409177_00002.htm), (参照 2024-04-26)
- [7] 厚生労働省：医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会, (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_127303_00001.html), (参照 2024-04-26)
- [8] 厚生労働省：薬学系人材養成の在り方に関する検討会薬学教育関連資料, (https://www.mext.go.jp/content/20210830-mxt_igaku-000017657_10.pdf), (参照 2024-04-26)
- [9] 農林水産省：獣医師の届出状況(獣医師数), (<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/zyui/>), (参照 2024-04-26)
- [10] 厚生労働省：医師・歯科医師・薬剤師統計, (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/33-20.html>), (参照 2024-04-26)
- [11] 中央畜産会：令和5年度産業動物獣医師 修学資金制度のご案内, (<https://jlia.lin.gr.jp/eisei/syugaku/p5.html>), (参照 2024-04-26)
- [12] 厚生労働省：第2回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会 資料1 医学部臨時定員と地域枠等の現状について, (<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/001214420.pdf>), (参照 2024-04-26)
- [13] 高井伸二：NPO 法人獣医系大学間獣医学教育支援機構の成り立ちとその取り組み—戦後78年間における獣医学教育改革と改善の歴史を振り返る—獣医公衆衛生研究, 25, 108-124 (2023)